

2011.3

CSR トピックス <2010 No.11>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2011 年 1 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<CSR>

○日立ビジネスソリューションが情報モラル教育を中学校にて実施

（関連情報：2011 年 1 月 21 日 日刊工業新聞、同社ホームページ）

日立ビジネスソリューションは、CSR 活動の一環として、2010 年 11 月 24 日および 12 月 1 日に、横浜市内の中学校で、IT の「光と影」を伝える情報モラルに関する授業を行った。

IT の「光」を伝える授業では、「IT でどう便利になったか」「未来の携帯電話がどうなるか」についてグループ討議を実施し、IT の「影」を伝える授業では、模擬掲示板への匿名書込みができないことを実体験させ、IT マナーの重要性を考える機会を提供した。

日立ビジネスソリューションでは、今後も地域の中学校を中心に出席授業を実施していく予定。



Point!

本取組は、未来の IT 社会を担う次世代に対し、IT の利便性と弊害の双方を伝えることで、IT 社会の更なる発展を志向するものです。

IT の急速な普及の一方で、ネット掲示板での誹謗中傷・ネット犯罪など、IT 利用にかかるモラルハザードが表面化し、社会問題となっています。利便性だけでなく、こうした「影」の側面もあえて伝えている点が特徴的です。また、次世代を対象に継続実施することから、中長期的な成果を志向していることも読み取れます。

IT の健全な発展を通じ、社会および同社事業の持続的発展を目指す戦略的な取組の一つとして、示唆に富んだ事例といえます。

<CSR>

○経済産業省がソーシャルビジネスの創出促進事業を始める

（関連情報：2011 年 1 月 31 日 日刊工業新聞、経産省ホームページ）

経済産業省が、ソーシャルビジネスの創出促進事業を開始する。同省ではソーシャルビジネスに関する経営ノウハウや担い手が不足しているという課題に対応するため、2007 年度より補助事業を実施してきたが、2011 年度からは企業との連携・協働促進をテーマにした新たな補助事業を開始するという。

具体的には費用補助形式での公募を行い、ソーシャルビジネス事業者と営利企業との連携による新事業創出支援や、両者を仲介する中間支援機関の設立支援、成功事例の展開支援を図っている。



Point!

ソーシャルビジネスとは、社会的な課題を行政の支援や無償の奉仕活動だけに頼るのではなく、ビジネス手法を通じて課題解決と収益を同時に目指す活動のことをいいます。無償の活動と異なり、収益をあげることで、より安定的かつ持続的に活動することが可能となります。

本事業は、経済産業省がソーシャルビジネスにおけるノウハウや担い手の不足といった課題について、企業との連携に重点を置いて支援を行うことで、同ビジネスの普及促進を図るものです。

今後、ソーシャルビジネスへの企業の関与が一層求められると考えられます。企業にとっても、ソーシャルビジネスは、経済的側面・社会的側面の双方において成果の期待できる活動であり、自社の CSR 活動の一環として積極的に関与していくことが望まれます。

海外トピックス：2011 年 1 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○米運用会社が、人権問題への取組不十分を理由に大手 IT 株式を投資先から除外

(関連情報：ボストン・コモン・アセットマネジメントおよび大手 IT メーカーのプレスリリース等)

社会的責任投資 (SRI) 投信等を運用するボストン・コモン・アセットマネジメント (米国マサチューセッツ州) は 1 月 11 日、米国の大手 IT ネットワーク機器メーカーについて、人権保護に対する姿勢が十分ではないとして、同社の株式を投資先から除外すると発表した。ボストン社は 200 万株 (メーカーの発行済株式総数の 0.03%程度) を保有する。

ボストン社の発表によると、直近のメーカーの株主総会で中国での人権取組に関するステークホルダーとの対話機会を設けるよう要請した株主提案をボストン社主導で実施。株主の 33%が賛成したが否決された。その後も、メーカーの取締役役に同様の要請を記した手紙を送ったが回答がなかったため、「事業展開における人権配慮の実態が不透明かつ説明責任も不十分」と判断したという。一方、メーカー側はボストン社の要請に対して、「世界各地の状況に則して人権課題にも適切に対応している」と反論している。

同メーカーにはかねてより、中国政府に販売したシステムが当局の検閲強化に利用されているとの批判があった。



Point!

今回のケースは、企業の人権問題に対する姿勢が、機関投資家の投資判断に占める位置づけが高まりつつあることを示す一例といえるでしょう。

本件ボストン社のように、機関投資家が「人権」を重視する理由は、それが普遍的に尊重されるべき問題であることはもちろん、人権問題に消極的であることは、中長期的に自社事業の成長や企業価値の向上を阻害すると考えるからです。ボストン社はプレスリリースで「表現の自由や個人の尊重、プライバシーはすべて、情報ネットワークの成長に不可欠な要素である。表現の自由やプライバシーの抑圧を目的にした政治的・社会的政策はユーザーを萎縮させる」と述べています。つまり、表現の自由等の人権の制限は市民の間のコミュニケーションを縮小させるため、結果的にメーカーにとって中国でのビジネスチャ

ンスを減少させる。そうした事態を防ぐため、メーカーは、中国における人権状況の改善に向け積極的に取り組むべきだと、という主張です。

人権以外の他の CSR 課題についても、「『社会の持続可能な発展に関する課題』＝『自社の持続可能な発展』」との観点で企業が評価される傾向が強まると予想されます。ISO26000 の中核主題で示されるような主要な CSR 課題（環境、消費者課題、労働慣行等）について、自社の姿勢・活動が社会の期待とズレはないか、ステークホルダーへの説明責任を果たしているか等の視点で一度見直すことが有効です。

○温暖化ガス抑制努力がコスト削減につながった企業の事例が増加

（関連情報：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト HP

<https://www.cdproject.net/CDPResults/CDP-2011-Supply-Chain-Report.pdf>）

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）が 1 月 26 日に公表したサプライチェーンマネジメントに関する報告書によると、原材料調達先等の協力会社と連携した地球温暖化ガスの抑制取組を実施した結果、本業のコスト削減効果を得た企業が増えていることが分かった。

同報告書は、米国の大手経営コンサルティング会社 A.T.カーニーが、世界の主要企業 57 社とその協力会社 1000 社を対象にした調査を元にまとめたもの。

それによると、主要企業の 50%と協力会社の 25%が、温暖化ガス削減取組によってコスト削減効果があったと回答。また、サプライチェーンで連携した取組でコスト削減効果があったとする企業が全体の 86%となり、2009 年度調査時（46%）からほぼ倍増した。

例えば、米国の食品大手ペプシコでは、自社と共通のエネルギー使用に関するアセスメントツールを協力会社に提供し、活用を促した結果、飲料工場での製造単位当たりのエネルギー消費量 16%カットを実現。総計 6000 万米ドル（約 50 億円）のコスト削減に成功したと報告されている。

また、報告書は、回答企業の 79%が正式な温暖化ガスの抑制計画を策定・実践済みとしている。



Point!

本報告書では、上記のペプシコ社の事例のほかに、効果的な手法として次のものが例示されています。

- ・調達担当者の環境的側面からの原材料選定・マネジメントスキルを向上
- ・温暖化ガス低減・コストの縮減に成功した調達担当者表彰・認証し、取組へのインセンティブを付与
- ・サプライチェーンを通じて温暖化ガス排出量の把握のための共通のツールを活用し、排出量を管理
- ・サプライチェーン全体を通じて温暖化ガスの排出総量を捕捉し、削減のための施策を実施
- ・原材料調達先や協力会社を選定する際に、温暖化ガス削減のための各社の取組状況を評価基準に設定

本報告書は、温暖化ガス対策に、環境負荷の低減といった社会貢献的な効果はもちろん、本業のコスト削減にも通じる取組であることを示しています。さらに、上記のような手法を通じてサプライチェーンと連携した取組は、自社および社会的観点からもさらに効果が高いといえます。

こうした取組が社会の要請に応えつつ、自社のパフォーマンス向上も期待できるメリットがあることを認識し、積極的に取り組むことが得策といえます。



Question

近年、「多重代表訴訟制度」が検討されているそうですが、その内容や、仮に制度が導入される場合を想定してどのような点に留意すればよいか、教えて下さい。

Answer

多重代表訴訟制度とは、ある会社の株主が、自ら株式を保有する会社だけでなく、その子会社の役員に対しても株主代表訴訟を提起できる制度です。

現行法では、多重代表訴訟は認められていません。ところが、近年持株会社を中心とするグループ経営を採用する企業が増えています。こうした中、子会社役員の任務懈怠について親会社が責任追及することは考え難く、親会社株主が責任追及できるようにしなければ、親会社株主の十分な保護が図れないとの指摘もなされています。

そこで、法制審議会（法務大臣の諮問に応じて、民事・刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査・審議する機関）に昨年新設された会社法制部会で、多重代表訴訟を含む親子会社法制のあり方について、審議がなされています。

本制度についての主な賛成・反対意見は、概ね以下の通り整理できます。

（賛成）

- ・ 本体で事業を行う場合と、事業を分社して子会社を設立する場合とで、責任追及に差が生じるのは公平ではない。特に、親会社役員がその会社の役員を兼任するほどの重要な子会社であれば、導入を検討すべき。
- ・ 子会社の管理は親会社取締役の経営判断事項であり、現実には「身内」である子会社役員に対する責任追及は困難。

（反対）

- ・ 各事業が独立した法人格として機動的に意思決定していくことにグループ経営の意義があり、多重代表訴訟はグループ経営の意義を損なう。
- ・ 現行法でも、親会社株主は親会社役員に子会社管理の任務懈怠があれば責任を追及できるし、企業集団としての内部統制システム（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）の規定もあるのだから、親会社株主の権利保護は図られている。
- ・ 子会社の役員は、親会社の従業員であるケースも多く、代表訴訟のターゲットになることは酷である。

上記の通り、本制度については賛否両論が激しく飛び交っており、いずれの理由も一理あると思われます。また、本制度の議論は、他の親子会社法制や株主代表訴訟制度自体のありようにも影響されるものです。

このため、本制度導入の是非について一定の結論が導かれ、合意形成されるまでにはまだ暫く期間を要すると思われます。

しかし、そもそも多重代表訴訟の導入・非導入を問わず、子会社の役員が負う善管注意義務の内容や程度が変わるものではありません。たとえ親会社の命令によって派遣された、という立場であっても、従業員とは異なる責任を負うのです。自身の経営判断の誤りによって自社、ひいて

は親会社に損失をもたらすことのないよう、少なくとも、子会社役員には、自社における内部統制システムを適切に整備することが求められます。

一方、親会社役員としては、子会社における内部統制システム整備を支援するとともに、子会社役員の暴走を許さない仕組みを講じていく必要があります。

そのためにも、会社法が要求するグループ内部統制を着実に進めることはもちろん、グループガバナンスを効かせていくことが不可欠であり、これが結果的に株主代表訴訟リスクへの最善の備えであるともいえるのです。

(参考)

法制審議会・会社法制部会ホームページ

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500005.htm>

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011